

日本の「反撃能力」の運用構想の一案
－抑止力としての「反撃能力」－

井上 大輔

目 次

はじめに	1
第1節 「反撃能力」とは何か	3
1.1 「反撃能力」による抑止.....	3
1.2 日本の「反撃能力」の攻撃対象.....	5
1.3 「反撃能力」の効果的運用のために具備すべき能力.....	8
第2節 「反撃能力」運用構想（案）	9
2.1 ミサイル能力の考慮.....	9
2.2 ISRT.....	10
2.3 艦艇による運用.....	11
2.4 航空機による運用.....	12
2.5 指揮統制要領.....	14
2.6 「反撃」実施の要件.....	14
2.7 米軍との連携.....	15
2.8 運用の総括.....	17
第3節 将来の「反撃能力」	18
3.1 プラットホームの多様化.....	18
3.2 ISRT 能力の強化.....	19
3.3 防空システム局限能力.....	20
3.4 反撃ミサイルの強化.....	21
おわりに	21

はじめに

日本を取り巻く安全保障環境は厳しさと不安定さが継続している。日本の安全保障環境に大きな影響を及ぼしているのが中国である。陸上、海上、航空各戦力や宇宙・サイバー・電磁波領域に関する能力の拡充を図っている中で、特に核戦力については「先制不使用」を掲げつつも、2023年5月時点で500発強を保有と見積もられており、さらに増強が続けられている¹。これは、米国を凌駕せんとする核戦力の拡充であり、核戦力のバランスが変化しようとしている。核弾頭搭載可能なものを含む各ミサイル戦力は、日本の領域も射程に収めているとみられる²。

北朝鮮も大きな脅威である。過去6回の核実験に加え、弾道ミサイルの発射を繰り返し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発推進や運用能力の向上を図っている³。

こうした周囲の安全保障環境を踏まえ、2022年12月、日本は「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」並びに「防衛力整備計画」（以後総して「戦略三文書」という。）を策定した⁴。防衛の基本方針として、日本自身の防衛力の強化、日米同盟による共同抑止・対処、同志国等との連携が掲げられている。

特筆すべきは「反撃能力」の保有の明記である。これまで保有してこなかった相手領域内への攻撃を可能とする能力を保有するものであり、日本にとって、これまでの安全保障戦略等と一線を画した、極めて大きな戦略的変化であると言える。

米国に関しては、インド・太平洋地域の重視という方針は変わらないものの、中国の台頭やインド等の成長もあり、米国のこの地域での相対的地位は低下の傾向がみられ、地域の安定のための日本の役割はこれまでよりも重くなると考えられる。そのため、「戦略三文書」が示す日本の戦略方針がアジア・太平洋地域における安定への鍵となると言っても過言ではない。

これまで日本への侵攻が生じた場合、侵攻兵力に対する攻撃や飛来する弾道ミサイル等に対する攻撃を実施する、所謂「対処療法」的対応であった。現在の戦略環境等を踏まえ、保有を決定した「反撃能力」は、日本に危害を加えるミサイル等を相手領域内に存在する段階で攻撃することが可能となる。日本に対する脅威の根源地への攻撃である。

「戦略三文書」において「我が国を守り抜くのは我が国自身の努力」という理念の下、防衛力の抜本的強化に取り組んでおり、「反撃能力」の保有は、日本への侵攻を責任を持って阻止できる力を持つという信念の表れであり、「力による抑止」とも

¹ U.S. Department of Defense, *MILITARY AND SECURITY DEVELOPMENTS INVOLVING THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA*, Oct. 19, 2023, p. 8, <http://media.defense.gov/2023/Oct/19/-1/-1/2023-MILITARY-AND-SECURITY-DEVELOPMENTS-INVOLVING-THE-REOPLE'S-REPUBLIC-OF-CHINA.PDF>, accessed on Nov. 14, 2024.

² 防衛省『令和6年度版 日本の防衛』68-71頁。

³ 同上、106頁。

⁴ 『国家安全保障戦略について』、『国家防衛戦略について』、『防衛力整備計画について』2022年12月16日国家安全保障会議決定、同日閣議決定。

言える。これまで米軍に依存していた所謂「矛」の役割を自身で保有することとなる。米軍は1988年の中距離核戦力全廃条約（2019年失効）により、中距離の地上発射ミサイル保有を制限されていたため、ミサイル戦力を増強する中国と「ミサイル・ギャップ」が生じており⁵、これを補完する役割も期待される。

「国家安全保障戦略」及び「国家防衛戦略」における「反撃能力」の保有決定に基づき、「防衛力整備計画」において、スタンド・オフ防衛能力としての12式地対艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾等を取得するほか、米国製トマホーク（400発⁶）を導入するとしている。これらの装備については、当然核弾頭ではなく、通常弾頭である。

「反撃能力」に関しては、課題も残る。現状において、「反撃能力」は日本に対する武力攻撃が発生し、弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の措置として、相手の領域において有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した能力と定義されており、そのような能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止するとされている⁷。しかしながら、どのミサイルを使用し、何を攻撃対象とするか等細部に至る整理が曖昧となっている。また、弾道ミサイル等攻撃に対する抑止力は「反撃能力」のみではなく、従前から保有する弾道ミサイル防衛能力や米国の拡大抑止も存在するが、これらとの関係も考えなければならない。特に、弾道ミサイル攻撃には核弾頭による攻撃も含まれる可能性があることを考慮すれば、核抑止力を中心とした米国の拡大抑止との関係を整理することが必要である。

この際、通常戦力による「反撃能力」が核攻撃まで含む弾道ミサイル等攻撃に対する抑止力を持ちうるか、ということ十分に検討しなければならない。新たな抑止力として効果を持たなければ、「反撃能力」の保有は意味を成さないからである。

以上を踏まえて、「日本の通常戦力による『反撃能力』は抑止力となりうるか」が本研究の課題である。

「反撃能力」に関する研究については、「敵基地攻撃能力」の保有の是非が議論されていた2013年に栗田真広が米国及び韓国の長距離打撃能力の構想を研究したものが⁸。米国と韓国の構想とその問題点等の分析・研究であるが、日本の保有に関してはこれらを参考として検討すべし、とするに留まっている。また、2005年に防

⁵ 米国は中距離ミサイルの開発を急いでおり、2024年12月12日、陸海軍合同で新型の中距離級とされる通常弾頭型極超音速ミサイルの発射試験に成功したとされる。

U.S. Department of Defense, *Army and Navy Successfully Test Conventional Hypersonic Missile*, Dec. 12, 2024, <https://www.defense.gov/News/Relases/Article/3999835/army-and-navy-test-conventional-hypersonic-missile/>, accessed on Dec. 19, 2024.

⁶ 防衛省「防衛大臣記者会見」令和5年11月20日、

<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2023/1120a.html>、2024年12月25日閲覧。

⁷ 『国家安全保障戦略』17-18頁。

⁸ 栗田真広「長距離打撃能力による「敵地攻撃」構想－米国と韓国の事例から－」『レファレンス』No. 752、2013年9月。

衛研究所の高橋杉雄が専守防衛下の敵地攻撃能力に関する研究成果を発表している⁹。日米連携の枠組みで、弾道ミサイル防衛システムの一部として攻撃能力を保有すべしとしており、現在の方針に概ね合致したものであるが、運用面等細部への言及はない。更に、2006年に金田秀昭らがミサイル防衛に関する研究成果を発表している¹⁰。「攻勢防御」としての弾道ミサイル発射基地への攻撃について分析し、その必要性を説くものであるが、具体的な運用への言及はない。また、整備上の課題についても当時の装備品、技術に基づいたものであり、アップデートが必要である。このように、いずれの研究もその他の抑止力との関係や運用についての言及には至っていない。

本研究の課題に対し、「通常戦力による『反撃能力』は米国による拡大抑止との組み合わせにより、抑止力としての効果を発揮しうる」という前提の下、「反撃能力」には実行性を伴う「運用構想」が必要であると仮定し、その一案を具体化する。「運用構想」とは、反撃を実行するための指揮統制要領、目標選定要領、発射要領及び成果の評価要領等の構想である。具体的な「運用構想」を策定することで、いざという時に「反撃」を実行に移すことができる。

そのため、まず第1節において、「抑止」の考え方を整理し、通常戦力による抑止の効果を考察した上で、「反撃能力」を抑止力として機能させるための運用構想の必要性を分析する。さらに、運用構想の前提となる「反撃能力」の使用目的、対象及び必要な能力を整理する。次いで第2節において、2027年までに整備される当面の現有装備によって、実際に反撃を実施するための運用構想を具体化する。最後に第3節において、中長期的視野に立ち、現有装備での能力の不足分から、次期安全保障戦略等に反映すべき装備のあり方についても提言する。

第1節 「反撃能力」とは何か

1.1 「反撃能力」による抑止

「抑止」について、エリノア・スローンは、「相手に特定の行動を起こさせないように費用便益分析を行わせて費用を確信させることを狙ったもの」と定義している¹¹。また、アレキサンダー・ジョージとリチャード・スモークは、「相手国が執るであろう行動について、相手国に利益よりもコスト及びリスクが大きいということを説得すること」と定義している¹²。

⁹ 高橋杉雄「専守防衛下の敵地攻撃能力をめぐって－弾道ミサイル脅威への1つの対応－」『防衛研究所紀要』第8巻第1号、2005年10月。

¹⁰ 金田秀昭・小林一雅・田島洋・戸崎洋史『日本のミサイル防衛－変容する戦略環境下の外交・安全保障政策－』日本国際問題研究所、2006年12月15日、233-263頁。

¹¹ エリノア・スローン『現代の軍事戦略入門－陸海空からサイバー、核、宇宙まで－』奥山真司・関根大介訳、芙蓉書房出版、2015年、272頁。

¹² Alexander L. George and Richard Smoke, *Deterrence in American foreign policy: Theory and Practice*, Columbia Univ., 1974, p. 11.

つまり、抑止には、相手に行動を思いとどまらせるために、相応の説得力を持たせる必要があり、これが重要な課題でもある。なぜなら、抑止が機能するか否かは相手の認識にかかっているからである¹³。土山實男の抑止の理論では、Aがするかもしれない何事かをBの影響によってAにさせない時、BはAに対して抑止関係にある。Aが行動を起こしたときはBの抑止は破れたと証明できるが、何事も起こらなかったとき、Bの抑止が効いたかは証明不可能となる¹⁴。相手の認識はこちらに把握できるものではない上、たとえ相手が「抑止が効いた」と証言したとしても真実とは限らない。しかしながら、相手の認識次第であり、効果を証明できないが故に何も策を講じないのであれば、「抑止」は成り立たない。相手に認識させる努力、そして何よりその努力を裏付ける実力が必要である。

日本の「反撃能力」は「拒否的抑止」に該当する。拒否的抑止とは、相手の弾道ミサイル等による攻撃という意図を拒否する能力により、攻撃を抑止するものである。そしてその抑止は通常戦力によって構成される。「反撃能力」は相手領域への打撃を第一義として行使するものではなく、統合防空ミサイル防衛能力の枠組み内で行使されるものである。攻撃対象が飛翔中の弾道ミサイル等か、飛翔前の弾道ミサイル等もしくはその関連設備かの違いであり、弾道ミサイル等防衛という本質に変わりはない。

この点から「反撃能力」に関して、相手が反撃を恐れるほど慎重でなければ意味がなく、戦争になれば再反撃してくるとして、その効果に疑念を呈する説もある¹⁵。しかしながら、日本には独自の抑止力のみならず、日米同盟に基づく核抑止力を中心とした拡大抑止がある。この拡大抑止に加え、「反撃能力」を持つことにより、これまで米国に依存していた相手領域への攻撃能力という抑止力を持つこととなる。

すなわち、核戦力による拡大抑止と通常戦力による抑止、つまり米国による懲罰的抑止と日本の拒否的抑止を併せ持つことになるが、この関係を整理する。グレン・スナイダーは自身の抑止理論の中で、懲罰的抑止と拒否的抑止に関し、拒否的抑止による懲罰的抑止の補完効果と低減効果を主張する。ある程度の通常戦力による拒否的抑止力は懲罰的抑止の信頼性を高める（補完効果）一方で、懲罰的抑止を必要としないほど強大な通常戦力による拒否的抑止は核の使用を避ける意図と捉えられ、懲罰的抑止の信頼性を低下させる（低減効果）、というものである¹⁶。

「戦略三文書」では米国の拡大抑止は引き続き重要であるとしており、「反撃能力」は拡大抑止を必要としない程、強大なものではなく、低減効果には当たらない。スナイダーは拒否的抑止力による補完効果として、例えば相手に早期に自国領

¹³ 後潟桂太郎「抑止概念の変遷—多層化と再定義—」『海軍校戦略研究』第5巻第2号、2015年12月、42頁。

¹⁴ 土山實男「抑止失敗の外交政策理論」『国際政治』第90号、1989年3月、34-35頁。

¹⁵ 田岡俊次『台湾有事 日本を選択』朝日新書、2023年、30頁。

¹⁶ Glenn H. Snyder, "Deterrence by Denial and Punishment," *Research Monograph*, No.1, Jan. 2, 1959, pp. 9-30.

土を占領されるという既成事実を作られた場合、諦めて懲罰的抑止の行使を断念することとなるため、早期の占領を阻止するだけの拒否的抑止力を保持することで懲罰的抑止の信頼性を高めるということ为例に挙げる。日本に対する弾道ミサイル等攻撃により生じる被害を阻止・局限するために、弾道ミサイル対処、そして反撃、その先に米国の核というエスカレーションを構成する。弾道ミサイル等攻撃により早期に領土に甚大な被害を受けた後、諦めて懲罰的抑止力を行使しないと思わせないう、被害を阻止する拒否的抑止力の保持が懲罰的抑止の信頼性を高めることになる。「反撃能力」は米国の拡大抑止の信頼性を補完しうるものと言える。小川伸一も所謂「核の傘」の信頼性を向上させるためには、カウンターフォース能力の強化を主張する¹⁷。

つまり、「反撃能力」は通常戦力による抑止力であるが、米国の核による拡大抑止と重層的に組み合わせることにより、抑止力として効果を期待できるのである。なお、米国が策定した「2022年核態勢見直し」(2022 Nuclear Posture Review)でも、抑止の重要目標を敵対国の利益とコストに関する認識の形成に適合したオプションを作成することとしており、核兵器と非核兵器の能力の組み合わせを重視している¹⁸。

重層的な抑止態勢を構築するにあたり、その抑止力の一つが実行性を伴わないものであった場合、抑止効果は期待できないものになる。「反撃能力」という通常戦力による抑止力を相手に認識させ、その抑止効果を発揮させるためには、能力の保有を宣言するだけでなく、具体性を持たせることが重要である。すなわち「反撃能力」に明確な目的、運用構想を持つという裏付けが必要となるのである。

1.2 日本の「反撃能力」の攻撃対象

「反撃能力」の運用構想を検討するにあたり、攻撃対象について明らかにしておく必要がある。

「反撃能力」は、日本に対する弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力行使の新三要件に基づき、やむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手領域内において、有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した能力とされる¹⁹。

「反撃能力」は以前、「敵基地攻撃能力」や「策源地攻撃能力」と表現され、検討

¹⁷ 小川は核による相互抑止については、カウンターフォース能力を抑制することで安定することから、「核の傘」の信頼性向上と二律背反的状况と主張する。小川伸一『「核の傘」の理論的検討』『国際政治』第90号、1989年3月、92頁。

¹⁸ U.S. Department of Defense, *2022 Nuclear Posture Review*, Oct. 27, 2022, pp. 9-10, <https://www.media.defense.gov/2022/Oct/27/2003103845/-1/-1/2022-NATIONAL-DEFENSE-STRATEGY-NPR-MDR.pdf>, accessed on Dec. 19, 2024.

¹⁹ 国家安全保障会議「国の存立を全うし、国家を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」2014年7月1日閣議決定。

また、防衛省の「反撃能力」を解説するパンフレットには、「スタンド・オフ能力」の例として12式地对艦誘導弾とトマホークが併記されている²²。地对艦誘導弾と対地誘導弾であるトマホークが並んでいる²³ことから、「スタンド・オフ能力」と「反撃能力」が同義とも取れる表現になっており、運用等について整理されていない。

「反撃能力」の定義に立ち返れば、反撃による攻撃対象は弾道ミサイル等による攻撃を防ぐため、弾道／巡航ミサイルの発射プラットフォーム、ミサイル発射関連施設、防空レーダー等となる。

ミサイル発射プラットフォームは、地上の発射台付き車両（Transporter Erector Launcher：TEL）のほか、核弾頭対応の長距離対地巡航ミサイル発射可能な航空機がある。SLBM発射の潜水艦も存在する。水上艦艇も核弾頭対応の弾道／巡航ミサイルを搭載することになれば、今後プラットフォームとなる可能性がある。

多様な発射プラットフォームが存在するが、搭載ミサイルが容易に判別できない航空機に対する反撃は現実的ではなく、潜航する潜水艦への反撃も困難である。艦艇についても現時点では弾道ミサイル搭載水上艦艇は確認されていない。すなわち、「反撃能力」とはTELをはじめとする地上の目標を攻撃対象とする「対地攻撃」能力と整理できる。

一方、「スタンド・オフ能力」は長射程を活かし、相手の脅威圏外から攻撃する能力である。その能力の目的は、脅威圏外に攻撃に従事する隊員を置くことで、隊員の安全を確保することである。攻撃対象や攻撃対象の位置を問うものではない。「スタンド・オフ能力」は長射程攻撃能力を示すものである。

「防衛力整備計画」において取得が明らかとなっている誘導弾等のうち、対地攻撃能力を有するのは島嶼防衛用高速滑空弾とトマホークである。また、令和6年度予算において計上されたF-35A搭載用スタンド・オフ・ミサイルであるJSM（Joint Strike Missile：ノルウェー コングスベルグ・ディフェンス&エアロスペース社製）²⁴があるが、対地攻撃も可能とされる。さらに、令和6年3月米国と取得に関し合意に至ったF-15搭載用スタンド・オフ・ミサイルであるJASSM（Joint Air to Surface Standoff Missile：米ロッキードマーティン社製）²⁵も対地攻撃可能とされ

²² 防衛省「防衛省に関する質問～27 反撃能力について①～」2024年2月6日、https://www.mod.go.jp/j/press/book/one_sheet/pdf/qa_27.pdf、2024年12月11日閲覧。

²³ 一部報道（「12式地对艦誘導弾能力向上型の発射試験を初公開」『YAHOO!ニュース』2024年12月6日）では、12式地对艦誘導弾が限定的な対地攻撃能力を持つとされているが、防衛省が示す12式地对艦誘導弾能力向上型の運用構想

（http://www.mod.co.jp/policy/hyouka/rev_suishin/r04/pdf/r04_sankousiryoku_01.pdf）では洋上の艦艇等を対象としていることから、対艦攻撃用と整理した。

²⁴ 防衛省「スタンド・オフ防衛能力に関する事業の進捗状況について（令和6年1月18日）」2024年1月18日、<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/01/18c.html>、2024年11月26日閲覧。

²⁵ 防衛省「スタンド・オフ防衛能力に関する事業の進捗状況について（令和6年7月4日）」2024年7月4日、<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/07/04c.html>、2024年11月26日閲覧。

る。

島嶼防衛用高速滑空弾は対地攻撃用であるが、その名が示すように、日本の島嶼に上陸した敵部隊への攻撃を想定しており、相手の領域への攻撃を想定した兵器ではない。

以上のことから、「戦略三文書」に示す「反撃能力」とは、トマホーク、JASSM、JSM、さらに今後取得が計画される極超音速誘導弾等を使用し、相手領域内の弾道ミサイル発射部隊等に対し、対地攻撃を実施する能力と定義することができる。なお、今後水上艦艇が弾道ミサイルを搭載するようになった場合、相手の港に停泊する弾道ミサイル搭載艦を攻撃することも、この定義の中に含む。

一方の「スタンド・オフ能力」は、我の残存性を高めて効果的に攻撃するために活用すべき能力であるが、「反撃能力」と同義の能力ではない。「スタンド・オフ能力」と「反撃能力」は区別して認識する必要がある。

1.3 「反撃能力」の効果的運用のために具備すべき能力

日本は、2025年から2027年までに取得するトマホーク等の対地誘導弾を主体として、当面の「反撃能力」を運用していくこととなる。

攻撃の実施に際しては、目標を発見、識別してから、攻撃を決心し、攻撃する。攻撃後はその効果を判定、必要に応じ再攻撃という一連の攻撃サイクルを踏む。

最も重要となるのが、情報収集・警戒監視、偵察、ターゲティング活動（ISRT: Intelligence, Surveillance, Reconnaissance and Targeting）である。スタンド・オフ能力を活用して攻撃した場合、これまでの攻撃に比して長距離を飛行するため、ミサイル発射から弾着まで一定の時間を要する。発射時と弾着時では攻撃目標の位置や態勢が異なる可能性が高い。このことから、攻撃目標の情報を極力リアルタイムに近いタイミングで、かつ高い精度で得る必要がある。反撃の対象がミサイル発射台付き車両（TEL）である場合、これらは迅速な展開、移動、撤収が可能であるため、より正確でリアルタイムに近い情報が必要となる。

最も効果的であるのは、衛星による宇宙からの情報収集である。衛星コンステレーションを構築し、迅速、正確な情報収集を実施する必要がある。

衛星による情報収集能力と並行して構築すべきであるのが、無人機（UAV）による情報収集、分析能力である。情報収集のため、敵の脅威圏下で行動することとなるため、無人機の運用が望ましい。トマホークは巡航ミサイルであり、長距離を飛行するために、時間を要することから、無人機は取得した目標情報を逐次更新する能力が必要となる。この能力は攻撃後、攻撃効果の判定にも必要である。正確な情報収集能力は、確実な攻撃対象の撃破とともに、攻撃目標以外への被害（付随的被害）を極限するために必要である。

攻撃成果を上げるためには、正確な情報を迅速正確に伝達し、適正に処理、判断

し、攻撃を命令する指揮統制能力も必要となる²⁶。特に、統合防空ミサイル防衛の一環として反撃を実施することから、他の統合防空ミサイル防衛部隊との連携が重要であり、これらを一元的に運用できる指揮統制能力が不可欠である²⁷。

また、相手も反撃を想定し、防空態勢を構築している可能性が高い。攻撃の効果を得るためには、防空網を突破するための能力、対策も必要である。

さらに、我々の発射プラットフォームの防御も必要である。反撃を実施するのは、極めて逼迫した状況であり、反撃ミサイルの発射プラットフォームへの攻撃も十分に予想される。確実な反撃が実施できるよう、発射プラットフォームの確実な防御能力も不可欠である。

遠距離の目標に対して長射程兵器を使用し攻撃することは、発見から攻撃、評価に至る攻撃サイクルを文字で表現すれば単純であるが、情報の正確性、迅速性、的確な判断等が必要であり、極めて難しい攻撃である。これを実施するためには、先に示した能力の具備が必要なのである。

第2節 「反撃能力」運用構想（案）

本節においては、2027年以降当面の間、対地攻撃能力を有するミサイルであるトマホーク、JSM及びJASSMを中心に、これらの運用構想の一案について検討する。

2.1 ミサイル能力の考慮

「反撃能力」の運用に関し参考となるのが、米軍の「通常兵器による迅速なグローバル打撃（Conventional Prompt Global Strike: CPGS）構想」である²⁸。これは一時間以内に地球上のいかなる場所の目標に対しても、命中精度の高い通常弾頭長距離誘導ミサイルによって、敵の接近阻止能力を突破し打撃を与える、という構想である²⁹。また、2011年に発効した新戦略兵器削減条約（新START条約）に基づく核兵器の削減により、通常弾頭兵器による打撃力を高めることで、核兵器への依存を低減させるという構想である。なお、新START条約は米露間の条約であり、中国は締約国ではない。

CPGS構想は、極超音速滑空兵器、巡航ミサイル及び戦略爆撃機等により攻撃する構想である。2025年現在、米軍においてCPGS構想の具体化には至っておらず、極超

²⁶ 戦闘様相が迅速化・複雑化する状況において、戦いを制するためには、各指揮官の適切な意思決定を相手よりも迅速かつ的確に実施し、意思決定の優越を確保する必要性が認識されており、日本においても今後、指揮統制能力の更なる強化が図られる。『国家防衛戦略』20頁。

²⁷ 弾道ミサイル、巡航ミサイル等の能力向上に加え、極超音速兵器や無人機等の出現により、軽空脅威が多様化・複雑化・高度化していることから、日本の統合防空ミサイル防衛において、ネットワークを通じて各種センサー・シューターを一元的かつ最適に運用できる体制の確立が図られる。『国家防衛戦略』18頁。

²⁸ 栗田「長距離打撃能力による『敵地攻撃』構想」80頁。

²⁹ 同上、81-82頁。

音速滑空兵器についても配備等の情報はない。そのため、現行の武器体系では巡航ミサイル、戦略爆撃機等による実施となるが、トマホーク等巡航ミサイルによる攻撃については、飛行速度や飛行経路、ステルス性等の問題により、敵の防空能力に対し、脆弱性があることが指摘されている³⁰。例えば、米国の戦略国際問題研究所（CSIS）が2023年1月に公表した台湾有事の机上演習では、中国本土へ米国の対地巡航ミサイルを発射した場合、約25%が撃墜されるとの結果を出している³¹。防空体制がさらに強固になれば、より多くの被害が発生することとなる。極超音速巡航ミサイルはこの脆弱性を局限しうるが、現時点で開発成功や配備の情報はない。

日本においては、当面超音速の巡航ミサイルであるトマホーク並びに JASSM 及び JSM で「反撃能力」を構築することから、この点を認識しておかねばならない。

2.2 ISRT

既述のとおり、スタンド・オフ能力による反撃の実施のためには、まずは ISRT が重要である。

日本への弾道ミサイル等攻撃の兆候があった場合には、迅速に統合防空ミサイル防衛による迎撃態勢を構築し、弾道ミサイル等の飛来に対しては、迎撃を実施する。反撃移行に際しては、攻撃目標の位置情報の把握を行う。敵領域内、つまり敵脅威圏下での情報収集のため、ステルス能力を有しない航空機の侵入は一般的に困難である。位置情報の把握には、まず2025年度末から構築が始まる衛星コンステレーション³²を基軸とする衛星による情報収集の実施が想定される。

併せて、米国との情報共有により、目標情報の精度を上げていく必要がある。この際には一方的に情報を得るのみではなく、日本が持つ情報を提供するという姿勢が円滑な情報共有の鍵となる。

さらに、米国のみならず、韓国、オーストラリア等の同志国との情報共有により、さらに情報量や精度を上げることが期待できる。

しかしながら、衛星コンステレーション構築から本格運用開始には約2年程度を要する見込みであり、本格運用までの間、十分な情報収集に至らない可能性がある。これを補うことを期待できるのが、無人偵察機である。空自が運用するグローバルホーク、海自が導入予定のシーガーディアンにより、無人、滞空型という特性を活かし、敵の脅威圏下においても情報を収集することにより、ターゲッティングに必要な情報を継続的に収集、報告することで、反撃を行使する。

ISRT は衛星と無人機による実施が主体となるが、これらだけに頼る運用ではな

³⁰ 同上、86頁。

³¹ CSIS, *The First Battle of the Next War: Wargaming a Chinese Invasion of Taiwan*, Jan. 9, 2023, p. 139, <https://www.csis.org/analysis/first-battle-next-wargaming-chinese-invasion-taiwan>, accessed on Nov. 27, 2024.

³² 内閣府「防衛省の令和7年度宇宙関連概算要求」2024年9月17日、<https://www.8.cao.go.jp/space/comitee/dai114/siryoku2-9.pdf>、2024年12月13日閲覧。

く、既存の哨戒機及び早期警戒機等の有人機による ISRT も重要である。作戦推移、敵部隊の展開状況、脅威度等に応じ、役割やエリアを分担することで、より重層的な ISRT 態勢を構築することができる。これにより、反撃の運用態勢の第一段階を構築することができる。

2.3 艦艇による運用

トマホークは当初は 2026 年から 2027 年に取得の予定であったものの、安全保障環境を考慮し、2025 年に一部前倒しされることとなった。これに伴い、取得予定であった Block V の一部を Block IV に変更することとされた。Block IV は Block V と比較して通信方式が更新されているほかは、弾頭、誘導方式、射程等は同等の性能である³³。トマホークの配備数は Block V と Block IV を各 200 発、計 400 発が計画されている。また、トマホークの管制システムである TTWCS (Tactical Tomahawk Weapon Control System) は 14 基取得の予定とされている³⁴。

報道では、トマホークは海自艦艇のうちイージス・システム搭載護衛艦に搭載することとされている³⁵。現在イージス・システム搭載護衛艦はこんごう型 4 隻、あたご型 2 隻及びまや型 2 隻の 8 隻であり、「防衛力整備計画」では新たにイージス・システム搭載護衛艦 2 隻、イージス・システム搭載艦 2 隻を保有する計画であり、合計 12 隻となる。(以後イージス・システム搭載護衛艦とイージス・システム搭載艦を総称して「イージス艦」という。) 14 基の管制システムを取得すれば、全イージス艦に搭載が可能である。先に記述したとおり、反撃は統合防空ミサイル防衛の枠内で実施される。「反撃能力」を付加することで、イージス艦は弾道ミサイル対処能力と「反撃能力」を兼ね備えることとなり、弾道ミサイル対処から反撃へのシームレスな移行が可能となる。弾道ミサイル対処を実施するイージス艦が、事態に応じ、速やかにトマホークにより反撃に応じるという態勢を構築することができる点において、イージス艦へのトマホークの搭載は適切である。

イージス艦への「反撃能力」付加の計画については明示されていないものの、安定かつ持続性のある反撃運用態勢構築のためには、可能な限り早期にイージス艦全艦への付加が適切である。

なお、弾道ミサイル防衛能力と「反撃能力」を併せ持つイージス艦は、高い戦略的価値を持つ。イージス艦はこれらの能力のみならず、艦隊防空能力、旗艦能力、高い通信能力も備えることから、僚艦との作戦行動においても重要な役割を担う。そのため、敵にとって優先度の高い攻撃目標となり得ることが予想される。

イージス艦個艦として高い対空、対潜、対水上能力を有することから、自艦及び

³³ 『令和 6 年度 防衛白書』 272 頁。

³⁴ Defense Security, *JAPAN-TOMAHAWK WEAPON SYSTEM*, Nov. 17, 2023, <https://www.dsca.mil/press-media/major-arms-sales/japan-tomahawk-weapon-system>, accessed on Dec. 4, 2024.

³⁵ 『朝雲』 令和 7 年 2 月 20 日。

僚艦防護能力も高い。この点からも、被攻撃対象となる可能性の高いイージス艦へのトマホークの搭載は理にかなったものと言える³⁶。

イージス艦の能力に頼るのみならず、運用態勢による残存性向上策も必要である。例えば、中国は冒頭にも述べた各種弾道ミサイルのほか、潜水艦、水上艦艇等によるキネティック能力、さらにはサイバー、電磁波領域におけるノンキネティック能力の強化、拡充により、いわゆる近接阻止／領域拒否（Anti-Access/Area-Denial: A2/AD）戦略を執るとされている。中国が保有する中で最も射程の短い弾道ミサイルである DF-21 シリーズでも、北京を基準とした場合、東シナ海、日本海はもちろん日本全域をほぼ射程圏に収める³⁷。

相手が A2/AD 戦略を採用する場合、特に対艦弾道ミサイル（Anti-Surface Ballistic Missile: ASBM）の射程圏内での水上艦艇の行動は大きなリスクを伴う。

しかしながら、イージス艦は弾道ミサイル防衛に従事することから、日本領域を防護できる位置に配備する必要がある。その位置が A2/AD の領域内であった場合であっても、配備しなければならない。さらには、反撃を実施する際には、相手領域内に所在する弾道ミサイル等がトマホークの射程圏内となる位置につく必要がある。このような場合、イージス艦を防護できる態勢を構築する必要がある。哨戒機、AWACS、警戒管制レーダーによる早期警戒態勢を構築することで被攻撃の兆候を速やかに把握できるようにするほか、敵の対艦ミサイルの脅威に対しては、海自僚艦や陸自 03 式地对空誘導弾（改善型）等による防護により、これを排除する。敵艦艇の脅威に対しては、12 式地对艦誘導弾能力向上型や空自航空機からの空対艦ミサイルによる支援により、これを排除または低減させることができる。

なお、海自イージス艦の防護のため、同等の能力を有するイージス艦を投入することも一案である。艦隊防空能力により強靱な防空態勢が構築できるとともに、イージス艦相互の任務の入れ替えにより、火力投射量が増えるとともに、補給時や故障時の坑堪性も向上することができる。今後イージス艦増勢に伴い、この運用態勢も可能性があると考えられる。

このような態勢を構築し、運用することで、反撃による一定の成果を期待ができる。

2.4 航空機による運用

反撃に使用することができる航空機搭載可能な対地ミサイルは JSM、JASSM である。これらの射程については、確認する資料によって差異があるが、F-35 に搭載予

³⁶ イージス・システム搭載艦もイージス・システム搭載護衛艦と同等以上の能力を保有するとされており、イージス護衛艦と同等以上の防護能力を持つことが予想される。『令和 6 年度 防衛白書』278 頁。

³⁷ 同上、70 頁。

定の JSM で約 500Km 程度、F-15 に搭載予定の JASSM で約 900Km 程度とされる³⁸。これら空対地ミサイル、特に JSM については、トマホークよりも射程が短い。

相手領域内の地上目標に対して反撃するためには、航空機が相手の防空識別圏 (ADIZ) 内で行動するため、攻撃対象の位置によっては相手の防空網の中を行動する可能性もある。F-35 の高いステルス性を考慮しても、厳しい任務となることが予想される。JASSM については、JSM より長い射程とされるが、やはり攻撃対象の位置によっては相手の防空網の中で行動する必要が生じる可能性があり、厳しい任務であることには変わらない。航空機による反撃は、反撃任務を負いつつ、自機の防護にも配慮することが必要となる。

また、日本に対する弾道ミサイル等による攻撃が生起し、弾道ミサイル防衛で対処しきれない場合に反撃するが、この段階から離陸して対応すると機を失する可能性がある。

湾岸戦争時、米軍が圧倒的優勢のまま事態は推移したが、イラクの反撃として大きな脅威であったのが、スカッドミサイルによる攻撃であった。この攻撃に対するため、ペトリオット部隊を配備するとともに、航空機によるミサイル破壊作戦を実施した。いわゆる「スカッドハント」と呼ばれる作戦であるが、期待した成果はあげられていない³⁹ことから、航空機による TEL 等への攻撃の難しさを示している。

以上を考慮すれば、JSM 及び JASSM による対地攻撃については、我が航空機が我が領域内またはこれに近い位置で活動することができることが望ましい。相手領域内への反撃に使用するよりも、我が島嶼へ上陸した敵部隊に対して攻撃するということが最も効率的な運用であると言える。スタンド・オフ防衛能力としての JSM 及び JASSM は当初の導入目的は日本への侵攻部隊を早期・遠方で阻止・排除することとされており⁴⁰、能力や運用の分析から当初目的に使用する方が「反撃能力」として運用するよりも適切である。

ただし、期待されたランチャーの撃破はほとんど達成できなかった「スカッドハント」であるものの、湾岸戦争中におけるスカッドミサイルの発射総数 88 基のうち、約 40% に当たる 35 基は「スカッドハント」が始まる前の 7 日間で発射されており、「スカッドハント」開始後は発射数が減ったという実績がある⁴¹。航空機による攻撃が一定の抑止力を発揮したということである。作戦状況によって、JSM または

³⁸ 防衛省「日本の安全保障政策－防衛力抜本的強化の全体像（7本柱）・スタンド・オフ防衛能力/統合防空ミサイル防衛能力－」2024年8月30日、https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/drastring-reinforcement/pdf/bukai_siryu01_02.pdf、2024年12月20日閲覧。

³⁹ 高橋「専守防衛下の敵基地攻撃能力をめぐる」113頁。

⁴⁰ 防衛省「スタンド・オフ防衛能力に関する事業の進捗状況について（令和6年1月18日）」、防衛省「スタンド・オフ防衛能力に関する事業の進捗状況について（令和6年7月4日）」2024年11月26日閲覧。

⁴¹ 高橋「専守防衛下の敵基地攻撃能力をめぐる」113頁。

JASSMによる攻撃が有効となる場合も想定されることから、航空機による反撃も選択できるオプションの一つとする必要がある。

2.5 指揮統制要領

「戦略三文書」において、平素から有事に至るまであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現するため、常設の統合司令部を創設することとされた。これを踏まえ、2024年度末に統合作戦司令官と統合作戦司令部が設置された⁴²。今後は、自衛隊の統合作戦は一元的に統合作戦司令官が実施することとなる。

統合作戦である弾道ミサイル等への対処は、航空総隊司令官を指揮官とするBMD統合任務部隊を組織し、JADGEを通じPAC-3やイージス艦等を一元的に指揮し、対処する。統合作戦司令部設置後は、その設置の目的どおり、シームレスな対応のため、統合作戦司令官指揮の下での対処が適当である。

弾道ミサイル等対処から反撃への移行については、可能な限り迅速に実施する必要がある。飛来する弾道ミサイル等を迎撃するも、迎撃だけでは対処しきれない、やむを得ない場合に反撃に移行するものであることから、迅速に移行しなければ、その間に弾道ミサイルによる被害が継続することとなり、反撃の意味は半減する。可能な限り、敵の第2撃、第3撃を阻止する必要がある。

イージス艦のトマホークによる反撃の場合、統合防空ミサイル対処部隊への新たな兵力の追加や編成の必要がないことから、統合作戦司令官は弾道ミサイル対処から反撃実施までを一元的に指揮することが望ましい。弾道ミサイル対処から反撃へのシームレスな移行を可能とする一元的な指揮統制とすることで、迅速な対処が可能となるとともに、抑止効果の発揮が期待できる。

2.6 「反撃」実施の要件

相手領域内に所在する目標を攻撃する反撃を実施する際には、その決心が重要となる。通常戦力による精密打撃であり、拒否的抑止の範疇であるが、相手領域内への攻撃という点で、従来想定されていた攻撃以上の戦略的意義、重みを持つ攻撃であるためである。

反撃を必要な時に迅速かつ円滑に実施し、所望の効果を得るためには、反撃実施の要件を事前に決定しておく必要がある。

要件決定に際して議論となる点は、「やむを得ない場合」というものをいかに判断するかということである。反撃は「武力行使の新三要件」に基づくこととされることから、「国民を守るために他に適当な手段がない」状況下において「やむを得ない場合」に反撃ができることとなる。

では、「他に適当な手段がなく、やむを得ない場合」とはいかなる状態であるか。イージス艦またはペトリオット PAC-3、もしくはその両方の弾道ミサイル対処ができ

⁴² 『令和6年度 防衛白書』242頁。

ない場合が考えられる。これは、迎撃システムの故障、弾薬の枯渇等が考えられる。この他、複数地域からの同時多数攻撃等が考えられる。

ただし、実施要件を明らかにすることは、敵に対して反撃のタイミングを示すのと同義であり、要件を満たす以前の行動や攻撃を誘発する可能性がある。日本として要件を決定するものの、開示しないことが適当である。このため、本稿での細部検討は避けるものとする。

反撃に際しての要件は、部隊行動基準（Rule Of Engagement : ROE）として、細部にわたり規定しておく必要がある。

反撃実施に際しては、然るべきレベルの許可を要する。敵国領域への反撃は、政治レベルでの許可が必要である。許可権者は、自衛隊最高指揮官である内閣総理大臣が適当である。ただし、反撃の迅速性、緊急性を考慮すれば、内閣総理大臣の許可を得てからでは時期を失する可能性がある。迅速な報告、命令系統を構築しておく必要はあるものの、迅速な反撃による効果を追求するのであれば、命令により権限委任することが適当である。権限委任は統合作戦司令官が適当である。

ROEを開示しないことが適当である一方で、反撃要件として開示しておく必要があるものもあると考える。それが、敵による核兵器の使用である。米国の核による拡大抑止が破れ、敵が核弾頭を使用することを宣言、もしくはその兆候を示した場合、通常弾頭弾への対処とは状況が異なってくる。当然、弾道ミサイル対処による迎撃も実施するが、万が一、迎撃に失敗した時の被害は甚大である。自衛隊基地を狙ったものであったとしても、周辺への付随被害は計り知れない。日本に核攻撃がなされた場合、米国による核兵器を使用した反撃も想定されるが、反撃には時間差が生じる可能性、さらには米国内で核攻撃の行使が否決され、実施されない可能性も完全には否定できない。核兵器による攻撃が明白という事態に至っては、日本が持つありとあらゆる手段を以ってこれに対抗すべきであり、「やむを得ない場合」に該当するものと考えられる。反撃要件として「核攻撃が行われた、またはその兆候が明確な場合」を明示することが適当である。

なお、反撃の要件に関し、手の内を明かさないという曖昧性持たせつつ、「核攻撃に対する行使」を明言することで、敵による核攻撃の抑止につながることを期待できる。

2.7 米軍との連携

統合防空ミサイル防衛のため、日米の連携は不可欠である。日本に対する弾道ミサイル等による攻撃が生じた場合、日米安全保障条約第5条の規定によるほか、横田、横須賀、沖縄をはじめとする日本各地の米軍基地も脅威にさらされる可能性があることから、共同で対処に当たることになる。

現状における弾道ミサイル対処においても、平素から日米両国はそれぞれ情報収集、警戒監視及び偵察、並びにその分析により、脅威のあらゆる兆候を極力早期に察知することに努めるとともに、緊急事態に迅速に対応できる体制・態勢を構築し

ている。この努力において、日米は緊密に連携し、迅速な情報交換ができる体制を構築している。

統合防空ミサイル防衛のためには、弾道ミサイル等の発射またはその兆候の早期探知が何よりも重要であり、日米それぞれが収集した情報の共有、交換が対処へ肝要である。平素の態勢のみならず、各種共同訓練等によりこの能力を高めておく必要がある。

「反撃能力」の保有の決定に伴い、これまでとは日米のあり方に変化が生じる。「戦略三文書」には「日米の基本的な役割分担は今後も変更はない」とされているが、これは2015年に日米間で策定された「日米防衛協力のための指針」、所謂「ガイドライン」に示された弾道ミサイル対処において「自衛隊は、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。」「米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。」という部分を示していると考えられる。基本的な対応として、自衛隊が弾道ミサイル対処、米軍は弾道ミサイル対処の支援並びに敵領域への攻撃を担当するということと解釈できる。今回の「反撃能力」の保有により、自衛隊が敵領域への反撃を一部担当するということになる。すなわち、「反撃能力」の保有に至り、弾道ミサイル対処から反撃までの全てを日本単独で担う、というものではない。米軍による敵領域への攻撃は、最終的には核兵器による攻撃も含まれることは既述のとおりであり、当然の結論であると言える。

役割の基本的な分担はこれまでと同様であるが、一部の担当が変わることから、より緊密な連携が必要となる。これまで米軍が担っていた反撃を、自衛隊が実施するためには、実施のタイミングを共有しておく必要がある。日本が反撃を実施することは、日本が強い決心をしたということであり、これを米軍に通告する必要がある。これにより、米軍においても事態対処レベルの段階を上げることができ、事後の円滑な対処に繋げることができる。

事前の通告により、米軍による敵領域への攻撃との重複を避けることができるほか、反撃に際しての日米での役割分担も可能となる。事前の通告による連携強化により、反撃のオプションが生まれることとなる。

ISRTのところでも述べたとおりであるが、目標情報の交換、共有は何よりも重要となる。衛星コンステレーション、UAV、哨戒機及び早期警戒機により、弾道ミサイル等攻撃の兆候察知、目標の追尾等を実施するが、発射プラットフォームであるTEL等の動向も把握しなければならない。多様な情報把握のためには、日本のみが把握する情報のみならず、米軍が把握する情報が極めて重要となる。これまで以上に緊密かつリアルタイムの情報交換、共有を実施していく必要がある。

反撃の効果的な実施のためには、日米共同での弾道ミサイル対処訓練を活発化させ、弾道ミサイル対処部分のみならず、反撃まで加えたシナリオで訓練を実施していく必要がある。情報の交換、認識の共有、役割分担等を平素から演練することで、有事に備えた態勢を構築することができる。さらには、対処や反撃といった分野のみならず、後方支援態勢も含んだ訓練とすることで、日米による総合的な防衛

態勢が構築することができる。

運用を支える日米の連携も必要である。反撃に主用するトマホークは、その管制システムを含め、米国製のシステムである。当然搭載するイーゼス艦も米国製システムである。自衛隊にとって、トマホークを運用するための要員の養成が急務である。2024年3月、米海軍横須賀基地において、トマホーク運用に係る知識について、米海軍による海上自衛官等に対する要員養成講習が行われた⁴³。今後、海自イーゼス艦に管制システムを組み込み、トマホークを搭載して運用するのであれば、システムの基礎構造、システム接続要領、発射プロセス、故障時等の処置、さらにはこれまでの米軍における運用の成果・教訓等多岐にわたる内容を把握しておく必要がある。要員養成講習は継続して実施されることが米国から発表されており、これに加え、より高度なトマホーク運用に関する教育を受けることとなっている⁴⁴。継続的に米軍による高度な教育の支援を受けることにより、米軍の運用概念の細部も理解することができる。日米共同訓練に加えて、日米による要員養成態勢を構築する必要がある。

また、トマホークによる攻撃システムは、米国において運用実績も踏まえ、アップデートを重ねられている。日本に導入した装備が旧式化することにより、システム接続が不能となる等の不具合も予想される。また、旧式化したシステムを継続使用することで、製造中止となった故障部品の調達ができなくなる可能性も考えられる。技術、装備品における日米間の連携も継続的に深化させていく必要がある。

なお、日米ガイドラインは2015年以降改定されておらず、日本による反撃に関する規定はない。今後改定を行い、「作戦構想」内の「弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦」に反撃の実施を明記することが適当である。

2.8 運用の総括

現有装備及び導入が決定している装備による反撃に係る運用態勢を総括する。

反撃の行使に際しては、統合防空ミサイル防衛の枠内で実施することとなる。弾道ミサイル対処から、一定の条件を満たし、「やむを得ない場合」に、敵領域内のTEL等に対する反撃に移行する。

衛星、UAV等の日本が使用できるあらゆる手段を活用し、敵のTELの展開状況等の情報、見積もりも含め、必要な情報を収集する。収集した情報を基に、ターゲティングを実施する。

反撃に際しては、弾道ミサイル対処からの迅速・円滑な移行の観点、反撃ミサイルの射程の観点、発射プラットフォームの防護性・残存性等の観点から、イーゼス艦

⁴³ 防衛省「スタンド・オフ防衛能力に関する事業の進捗状況について（木原防衛大臣コメント）」令和6年3月28日、<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/03/28b/html>、2024年12月16日閲覧。

⁴⁴ 防衛省「防衛大臣記者会見」令和6年3月29日、<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2024/0329a.html>、2024年12月16日閲覧。

搭載のトマホークによる攻撃を第一義とする。F-35 の JSM、F-15 の JASSM による攻撃については、島嶼防衛のための敵上陸部隊等への攻撃を主とする。航空機による敵領域への反撃は、攻撃対象や作戦状況に応じ、適当と判断した場合に実施するものとする。イージス艦による対地攻撃と航空機による対地攻撃は、役割を分担することで整理する。

指揮統制に関しては、統合防空ミサイル防衛と同じ指揮統制系とし、自衛隊最上位の指揮官は統合作戦司令官とする。指揮系統を同一とすることで、弾道ミサイル対処から反撃へのシームレスな移行を可能とする。反撃実施要件については、ROE により細部に至るまで規定しておくことで、事態に応じた迅速な反撃を追求する。

米軍とは、平素の段階から共同訓練等により、共同での運用態勢を確立しておくとともに、ISRT に関する情報共有、交換を実施し、緊密に連携する。反撃の実施に際しては、米軍に通告することにより、日本の意図を明示し、米軍の態勢構築を促す。可能な範囲で共同での反撃を追求する。ただし、米軍との連携は追求すべきところであるが、米軍ありきとしないことが大前提である。

自衛隊による反撃という新たな役割は、米軍との連携がこれまで以上の緊密さを要することを認識しなければならない。

「反撃能力」保有にあたり、運用構想と行使の意思、特に行使要件を確立しておくことで、その抑止力としての効果が期待できるのである。

第3節 将来の「反撃能力」

前節において、トマホークを中心とする反撃の運用態勢について考察し、あり方を導出した。これは導入が決まっている装備品の枠内での運用態勢である。新たな装備品の導入や能力の向上により、さらなる「反撃能力」の向上が求められる。

本節においては、前節で導出した 2027 年度までの装備、運用態勢における不足点や脆弱性から、次期「戦略三文書」へ反映し、構築していくべき「反撃能力」とその態勢を考察する。

3.1 プラットホームの多様化

まず弱点として挙げられるのは、反撃が洋上のイージス艦が主たる起点となることである。スタンド・オフ能力と対地攻撃能力を兼ね備えるのは、トマホーク、JSM 及び JASSM であり、トマホークが攻撃の主体となることは、既述のとおりである。しかしながら、イージス艦からの反撃にほぼ限定されることとなり、反撃の柔軟性に欠けることとなる。

また、既述のとおり、トマホーク搭載イージス艦は、敵による攻撃の対象として優先度が上がることとなる。イージス艦の防護能力やその他のアセットによる防護等の対策は構ずるものの、攻撃アセットの選択の余地が少ないことは柔軟性に欠けるとともに、脆弱性にもつながる。残存性を考慮したさらなる対策を講じる必要がある。

さらには、イージス艦への多様な機能の付加により、シームレスな対応が可能となるという大きな利点はあるが、これによってイージス艦への任務負担が大きくなるという側面も持つ。あらゆる任務をこなすが故に、船体やシステムへの負荷も大きくなる。また、あらゆる任務のために展開期間が自ずと長期化してだけでなく、母港から配備点への往復の航海も必要であり、イージス艦乗員への負担が大きくなる。一部の部隊への過度の負担は、人口減少の中での人材確保の観点からも、改善していく必要がある。

今後は、反撃ミサイルのプラットフォームの多様化が必要である。「防衛力整備計画」においては、潜水艦へ搭載可能な垂直ミサイル発射システム（VLS）や輸送機搭載システム等を開発、整備するとしている。これを受けて、潜水艦発射型誘導弾の開発が進められている⁴⁵。しかしながら、これは対艦誘導弾であり、対地攻撃能力は含まれていない。そのため、潜水艦発射型の対地精密誘導弾が必要である。「反撃能力」として潜水艦への誘導弾の搭載により、発射プラットフォームの秘匿性が高まり、高い抑止力となり得る。このために潜水艦に対する迅速な ISRT 情報の共有等、指揮統制要領について研究、改善していく必要がある。

さらに、プラットフォームを地上に置くことも必要である。地対地誘導弾の導入である。現在、「新地対艦・地対地誘導弾の開発」が進められている⁴⁶。本格的な地対地誘導弾の研究であるが、これは日本に侵攻してくる上陸部隊等に対し、島嶼部に対する対地攻撃を目的にしたものであり、相手領域への攻撃を念頭においた「反撃能力」には該当しない。スタンド・オフ能力を持つミサイルとして開発されるが、相手領域への反撃を想定した射程にならない可能性がある。そのため、相手領域への反撃のための地対地精密誘導弾を開発、導入する必要がある。地上発射により、我にとって相手の TEL 等の捕捉が難しいように、相手に私の発射プラットフォームの捕捉の困難さを強いることができる。また、トマホークと異なり、米国に依存しない国産となることから、必要数の確保、整備、補給等の点でも利点となる。

艦艇、地上、航空機と複数の反撃ミサイルのプラットフォームを保有することで、反撃の柔軟性を確保するとともに、任務とリスクを分散させることにより、各アセットの残存性を高めることが期待できる。反撃アセットを陸海空に拡大することで、重層的な反撃態勢を構築することができる。

3.2 ISRT 能力の強化

既述のとおり、相手領域への攻撃に際しては、ISRT が重要となる。衛星コンステレーションは 2025 年度末から段階的に順次打ち上げられ、2027 年度末から本格運用

⁴⁵ 防衛省「スタンド・オフ防衛能力に関する事業の進捗状況について（令和 5 年 4 月 11 日）」2023 年 4 月 11 日、<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2023/04/11b.html>、2024 年 12 月 18 日閲覧。

⁴⁶ 防衛省「新たな重要装備品等の選定結果について」2024 年 1 月 25 日、<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/01/25a.html>、2024 年 12 月 18 日閲覧。

される予定であるが、運用初期の段階から求められるものを完全に満たすことは難しいと考えられることから、この能力を逐次高めていく必要がある。攻撃目標の位置や動静を極力細かく、リアルタイムに近い精度で把握できる能力、態勢を構築していく必要がある。米軍との連携による情報取得も重要であるが、まずは日本独自で一定の精度での情報を収集できる能力が必要である。

衛星コンステレーションと並んで UAV を活用していくが、注目すべきは目標観測弾である。現在、目標観測弾の開発も進められている⁴⁷。開発計画は 2026 年度までである。その使用用途は島嶼に侵攻する海上目標等の搜索であり、相手の領域内での活動は想定されていない。目標観測弾のコンセプトは「大型 UAV 等の他の ISR 手段の進出及び情報収集が制限される状況下において、敵の防空網を回避及び進入しつつ迅速に目標付近に進出し、目標情報を取得する⁴⁸」ものであり、敵の防空網内で活動すると予測される TEL 等の情報収集活動に適合しうる。島嶼防衛用からの能力更新、つまり遠距離まで飛行できる航続距離、防空網を突破するための高速とステルス性、衛星等を介した通信能力を付加、向上させることで相手領域内での ISRT に活用が期待できる。

3.3 防空システム局限能力

敵の弾道ミサイル発射基地や TEL 等については、敵の防空システムに防護された状態であることが予測される。確実な反撃を実施し、敵の TEL 等を破壊するためには、敵の防空網を突破する必要がある。敵にとって弾道ミサイル発射基地等は重要施設であり、当然堅固な防空体制を構築していると考えべきである。

これを突破するためには、防空システムを破壊する、または無力化することが必要である。このような敵の防空システムを破壊するためにも、反撃ミサイルを活用することとなる。反撃ミサイルの消費を局限するためには、各種電子妨害による防空システムの無力化が効果的である。

「防衛力整備計画」では脅威圏外から妨害を実施するスタンド・オフ電子戦機を導入することとしているが、1機のみとなっている⁴⁹。1機では継戦性、故障や整備時の坑堪性がなく、事態への即応性にも欠けることとなる。日本への弾道ミサイル等の攻撃の兆候を把握した時点から、一定期間在空できるだけの機数を確保する必要がある。スタンド・オフ能力についても、可能な限り遠距離からの妨害を有効とする能力向上を継続する必要がある。

なお、電子戦機の効果により、防空システム能力を無力化、局限化できた場合

⁴⁷ 防衛省「スタンド・オフ防衛能力に関する事業の進捗状況について（令和 5 年 6 月 6 日）」2023 年 6 月 6 日、<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2023/06/06b.html>、2024 年 12 月 18 日閲覧。

⁴⁸ 防衛省「令和 4 年度 政策評価書（事前の事業評価） 事業名：目標観測弾」、https://www.modt.go.jp/j/policy/hyouka/seisaku/2022/pdf/jizen_13_honbun.pdf、2024 年 12 月 18 日閲覧。

⁴⁹ 『防衛力整備計画』33 頁。

は、射程の短いミサイル、例えば F-35 の JSM による攻撃も有効となる。

3.4 反撃ミサイルの強化

ミサイルそのものの能力に関しては、継続して向上、または開発していくことが必要である。

まずは長射程化である。相手領域のいかなる場所へも火力を投射できるだけの射程を獲得することが必要である。特に、JSM や JASSM 等の航空機発射型ミサイルをより長射程化すれば、航空機による脅威圏外からの攻撃が可能となる。また、我々の航空基地離陸後、発射位置までの到達時間を短縮することができ、反撃の迅速性も向上させることができる。

今後開発する地対地精密誘導弾についても、長射程を確保することで、発射場所の選択の柔軟性が向上し、秘匿性やプラットホームの残存性を高めることができる。

次に、高速化である。技術面から高速化と長射程化はトレードオフとなる傾向があるが、長射程化と共に高速化も追求すべきである。高速化することで、被撃墜率を低減させることが期待できる。また、高速化により、発射から撃破までの時間を短縮することができ、目標の移動による誤差の局限も期待できる。

ステルス化も追求する必要がある。ステルス性能の優劣は被撃墜率を大きく左右する。高度なステルス化が達成できれば、亜音速の巡航ミサイルの攻撃効果も大きく向上することが見込まれる。

前項で防空網突破のため、電子戦機による電子妨害を挙げたが、電子妨害が必ずしも実施できるとは限らないように、作戦状況により発射時の環境は大きく異なる。また、相手の対処能力、防空システムも順次アップデートされ、向上していくことが見込まれる。あらゆる局面、作戦状況、相手の能力に対応できるようミサイルそのものの能力向上が不可欠である。

おわりに

日本が保有を決心した「反撃能力」は、相手領域への攻撃を可能とする安全保障政策上の大転換であった。1998 年の北朝鮮が発射した弾道ミサイルが日本上空を通過したことを契機として、「敵基地攻撃能力」への関心が高まっていたものの⁵⁰、政策判断により保有してこなかった。しかしながら、昨今の日本周辺でのミサイル戦力の増強を受け、「反撃能力」を保有するに至った。

日本の通常戦力による抑止は、米国の核抑止力を中心とした拡大抑止との組み合わせによる重層的な態勢を構築することでその効果を発揮するという前提の下、抑

⁵⁰ たとえば、2003 年の前原誠二議員（民主党）の衆議院安全保障委員会での相手の基地への打撃力の保有についての検討に関する発言がある。衆議院「第 156 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 3 号」2003 年 3 月 27 日、7 頁。

止力について考察した。その結果、「反撃能力」が抑止力を持つためには、実行性のある運用構想が必要であると導出した。その上で「反撃能力」に実行性を持たせるための運用構想の検討を試みた。攻撃対象を明確にした上で、取得が判明・決定している装備、並びに新たに構築される指揮系統を考慮し、現実的な運用の一案を提示した。

この運用構想により、「反撃能力」は実施のための実行性を得ることとなり、抑止力としての信頼性を得ることになる。そして、この信頼性により、「反撃能力」は弾道ミサイル等攻撃に対する抑止力の一角として機能することとなる。通常兵力による「反撃能力」単体では、核弾頭を含む弾道ミサイル攻撃への完全な抑止力には至らないが、拡大抑止との組み合わせにより、日本のこれまでの態勢以上の抑止効果を発揮することが期待できる。このように、確たる運用構想を構築することにより、日本が保有する通常兵力による「反撃能力」は抑止力として機能しうると言えるのである。

また、当面の装備等での状況から、今後取得・構築すべき能力、態勢を検討することにより、中長期での「反撃能力」の可能性も提示できたと考える。この提示は次期防衛戦略、防衛力整備計画の一助となると考える。

さらに、有事の際に、日本が反撃を行使するという確たる意思と意図と能力を保持することが重要であるが、これとともに米国との連携が重要であるということを確認できた。相手領域への「反撃能力」を日本が持つことにより、統合防空ミサイル防衛での反撃段階において、米軍に依存した作戦のみではなくなり、自衛隊の役割が拡大することとなる。作戦の範囲、領域が拡大することであり、米軍との連携をこれまで以上に緊密にしなければ、目的を達成し得ないのである。

「反撃能力」の運用態勢を構築し、その意思を示しておくことで、その能力に信頼性を与えることができる。その信頼性により、相手に「日本の反撃能力」について認識させることで、軍事的な抑止力として期待できるとともに、安全保障にかかる外交交渉や努力等を支える裏付けとなることも期待できる。

なお、研究の過程で、防衛省・自衛隊の「反撃能力」や「スタンド・オフ能力」の考えや構想、将来装備の検討状況についても整理した。「スタンド・オフ能力」の使用は島嶼部を含む日本に侵攻する艦艇や上陸部隊を主たる対象としており、「反撃能力」はその能力を活用するというスタンスであり、日本領域への侵攻部隊への対処能力に重点が置かれている。島嶼をはじめとする日本領域への侵攻は大きな脅威であり、侵攻対処能力を上げていく必要がある。しかしながら、日本領域への弾道ミサイル等の攻撃も蓋然性のある大きな脅威であり、弾道ミサイル等対処能力の一つとしての「反撃能力」にも着目し、認識や能力を高めていく必要があると考える。「やむを得ない場合」の反撃ではあるが、その重要性をより深く認識し、能力を高めることで、より抑止力としての効果を発揮できると考える。

本研究では、「反撃能力」が抑止として効果を得るために構築すべき態勢について明らかにしたが、日本の視点からの一方向の分析であり、相手国の受け取り方に関

する研究は含んでいない。より効果的な手段を講じ、「反撃能力」の抑止力としての効果を高めるため、相手国側の心理や相手国内での作用についての研究が今後の課題である。